

「LEC 山下の不安解消1・2・3道場」社会保険編 講義テキスト (RL13155) から!!
第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄AからEが **論点的中** しました!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13155 p.123

■■後納保険料■■

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度。

- (1) 20歳以上60歳未満：10年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある者
(2) 60歳以上65歳未満の方：(1)の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある者
(3) 65歳以上の方：年金受給資格がなく、(1)(2)の期間がある者

注意：老齢基礎年金受給者は対象から除かれる。

- ・承認の日の属する月前10年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。
- ・当時の国民年金保険料の額に政令で定める額を加算される。この加算額は、毎年度、改定される。
- ・保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 国民年金法 【空欄AからE】

平成24年10月1日から起算して を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(国民年金法による を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前 以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料()を納付することができる。

- 解答 → ③3年
解答 → ㉑老齢基礎年金の受給権者
解答 → ⑥10年
解答 → ⑪時効によって消滅
解答 → ⑨後納保険料

的中!